

仙台市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・ 第4期特定健康診査等実施計画中間評価に係る医療費等分析業務委託 公募型プロポーザル募集要項

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健診等の実施に関する計画を定めることとされ、平成20年3月に「仙台市国民健康保険特定健康診査等実施計画」、平成25年6月に「仙台市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」を策定した。

また、平成25年6月14日閣議決定の「日本再興戦略」において、医療保険者は、レセプト情報等のデータ分析に基づいて保健事業をPDCAサイクルで効果的、効率的に実施するための「データヘルス計画」を策定し、保健事業を推進することの方針が示され、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が改正されたことを受け、平成28年4月、「仙台市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定した。

平成30年3月に、「仙台市国民健康保険 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画（平成30～令和5年度）」を策定。令和2年度に中間評価、令和5年度に最終評価を行った。

「仙台市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画（令和6～令和11年度）」（以下「第3期データヘルス計画等」という。）を策定し、被保険者の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防に取り組んできた。

令和8年度には、中間評価を行い、現状に即した計画・目標を策定し、被保険者のさらなる健康の保持増進を図るため、医療費等分析業務委託事業者の選定を行う。

1 委託内容及び期間

(1) 委託者：仙台市

(2) 委託業務名：「仙台市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画中間評価に係る医療費等分析業務」

(3) 委託期間：契約締結日～令和9年3月31日

(4) 業務内容：「仙台市国民健康保険 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画中間評価に係る医療費等分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 担当課：仙台市健康福祉局保険年金課 電話：022-214-8351

2 委託金額の上限

金8,030千円（消費税込み）

3 応募資格

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとする。応募ができるのは、第6項第1号の応募書類（以下「応募書類」という。）の提出を行う時点で、次の要件を満たす事業者とする。

(1) 対象業務に対応する種目について、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

- (2) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人でないこと。
- (7) 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (8) データヘルス計画作成業務又は医療費分析業務を請け負った業務実績があること。

4 失格要件

応募書類を提出した者が次のいずれかに該当したときは、受託候補者とし、既に提出された企画提案書は無効とする。

- (1) 応募書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき
- (2) 第 6 項第 3 号の提出期間内に全ての応募書類を提出できなかったとき
- (3) 第 2 項の委託金額の上限額より高い見積もりを積算したとき
- (4) 第 6 項第 1 号⑥の企画提案書（以下「提案書」という。）が仕様書の内容を明らかに満たしていないとき
- (5) 契約に至るまでの間に前項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (6) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明であるとき
- (7) 同一の事業所が 2 つ以上の提案企画書等を提出したとき
- (8) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出したとき
- (9) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（公序良俗違反）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行ったとき

5 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

内 容	期 間（ 予 定 ） 等
公募案内の公表	令和 8 年 3 月 9 日（月）
質問受付期間	令和 8 年 3 月 9 日（月）～ 3 月 13 日（金）
応募書類の提出期間	令和 8 年 3 月 16 日（月）～ 3 月 23 日（月） 17 時
書類審査結果通知	令和 8 年 3 月 26 日（木） 発送予定
プレゼンテーション審査	令和 8 年 4 月 13 日（月） 予定（別途通知）
審査結果の通知	令和 8 年 4 月 14 日（火） 発送予定

個人情報保護規定に基づいた調査	内定後
契約	令和8年6月

6 応募手続

応募を希望する事業者は、第3項の応募資格を確認の上、次により申込みをすること。

(1) 応募書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 事業者概要・業務実績書（様式第2号）
- ③ 業務実施体制（様式第3号）
- ④ 個人情報の取扱いに関する計画書（様式第4号）
- ⑤ 応募書類確認票（様式第5号）
- ⑥ 企画提案書（任意様式）
- ⑦ 見積・見積内訳書（任意様式）

提出形態：データ・紙の両方提出

※応募書類は、A4判（A3判折込可）とし、5部提出すること（1部原本、4部複写）。見積・見積内訳書は、別に綴り、1部（原本）のみ提出すること。

- (3) 提出期間：令和8年3月16日（月）～令和8年3月23日（月）
9時～12時及び13時～17時（土曜日、日曜日を除く）

※紙書類は3月31日（火）までに持参又は書留郵送若しくは宅配便とする。

- (4) 提出先：〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1
 仙台市健康福祉局保険年金課管理係（仙台市役所本庁舎5階）

(5) 提出後の変更等

原則として、提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。

(6) その他

- ① 審査は提出された応募書類等により行うが、応募書類等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- ② 応募書類等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（任意様式）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ③ プレゼンテーション審査時に仙台市が用意するものは下記のとおり。パソコン等その他の器材はプレゼンテーションを行う者が用意すること。
 スクリーン、プロジェクター（EPSON EB-1940W ※映像入出力端子：ミニD-Sub15pin(×2)、RCA、DisplayPort、HDMI®）、レーザーポインター（パワーポイントのページ送り操作可能）、HDMIケーブル(5m)、延長電源コード

7 質問書

本要項又は仕様書の内容等に関する質問は、次により受け付けし、回答する。

- (1) 質問方法：（別紙1）質問書に記入の上、電子メールにより質問。
- (2) 提出先：仙台市健康福祉局保険年金課

メールアドレス：fuk005160@city.sendai.jp

(3) 受付期間：令和8年3月9日(月)～3月13日(金)12時

(4) 回答方法：回答は、原則として令和8年3月13日(金)17時頃までに、ホームページに掲載する。

8 提案書の書式等

(1) 提案書は、20 ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で 10 枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること（A 3 判は、A 4 判 2 ページ分の扱いとする。）。

(2) 提案書に用いる文字サイズは、原則 10.5 ポイント以上（図中の説明にあつては、8 ポイント以上）とすること。

(3) IT 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(4) 紙書類は、印刷の上、左とじ（ダブルクリップ留め）したものを提出すること（両面印刷の場合、長辺とじで印刷すること。）。ただし、図表等については、必要に応じて A 3 判（折り込むようにすること。）様式も可とする。

9 提案書の記載内容

提案書の記載内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会社概要、業務体制等について

①会社概要

②業務実施体制

(2) 第3期データヘルス計画等現状分析業務内容

① 仙台市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康查等実施計画内容における特性分析

② 仙台市国民健康保険保健事業における特性分析

③ データ分析の手法

・医療費等の分析

・特定健康診査・特定保健指導の分析

・特定健康診査・特定保健指導データとレセプトデータを組み合わせた分析

・糖尿病性腎症重症化予防事業における現状分析

・医薬品の適正使用促進事業における現状分析

・地域包括ケアの現状分析

④ 報告予定内容

⑤ 現状分析報告書納品までのスケジュール

⑥ その他アピールできる事項

10 審査方法

(1) 書類審査

第3項の応募資格について、審査を行う。応募者多数の場合は、書類審査により5者程度を選定する。書類審査の結果については、令和8年3月26日(木)(予定)、応募のあった全事業者にメール・書面で通知する。

書類審査項目及び内容は、第10項第3号のとおりとし、応募書類の内容を選定基準により点数化し、評価点が高い事業者を上位とする。

(2) プレゼンテーション審査

書類審査を通過した事業者については、下記により、プレゼンテーション審査を実施する。

- ① 日時：令和8年4月13日(月) 場所や時間等の詳細は、書類審査を通過した事業者へのみ後日通知。
- ② 参加できる人数：一業者当たり2名以内
- ③ 説明資料：第6項第1号にて提出された提案書のみとし、追加資料の配布は原則として認めない。
- ④ 審査時間：プレゼンテーション時間は10分、審査委員によるヒアリングは10分
- ⑤ プロジェクター及びスクリーンについては、本市で用意するが、パソコン等その他の機材は、事業者が用意すること。

(3) 選定方法

審査項目及び内容は、評価基準のとおりとし、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を選定基準により点数化し、評価点が最も高い事業者を委託先候補として内定する。

審査項目	審査の視点・内容	配点
業務遂行体制 (書類審査) (10点)	実施体制・運営状況(財務基盤、人員体制等)は適切か。	必須
	個人情報について適切な取扱い(データの收受・文書作成・保管等)がなされているか。	必須
	見積額が上限額以下であり、仕様書内の業務内容が積算されているか。	必須
	同種・類似業務の受注実績があるか。	必須
	業務内容が仕様書に基づいた内容となっているか。	必須
	本市と同規模またはそれ以上の自治体における同種・類似業務の受注実績があるか。	5
	仙台市内に本店があるか。再委託や物品調達等において、市内に本店を有する事業者を受注先として指定しているか。	5
業務実施内容 (プレゼンテーション) (90点)	データ分析の考え方、手法は適切か。	20
	本市保健事業について適切に理解しているか。	10
	本市の第3期保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画について適切に理解しているか。	10
	提案内容について、具体的で実現性があるか。	10
	本市の課題や要望に合わせて柔軟な対応ができる企画であるか。	5
	本市への報告について詳細かつ適切な提案はあるか。	20
報告書納品までのスケジュールは明確か。	5	

	見積額の妥当性及び経済性について、積算根拠を明確にし、価格が道理的かつ妥当な積算となっているか。	5
	業務を補完するための有効な追加提案があるか(自由提案)。	5

(4) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年4月14日(火)(予定)以降、文書で通知するとともに、本市ホームページにおいても公表する。

1.1 事業者の正式決定

プロポーザルの結果、内定した事業者に対し、本市が仕様書第11項に規定する個人情報保護規定に基づいた調査を行い、その調査結果を外部委託審査会で審査後、本市の個人情報保護規定の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることが承認された事業者を委託先として正式決定し、契約を締結する(調査予定時期:令和8年5月上旬)。セキュリティの確保については、本市の「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」を参考にすること。なお、本市における個人情報に係る業務を受託する事業者の個人情報保護責任者(※)は、本市が行うセキュリティ研修の受講が義務付けられている。

(※)一連の作業を行う間、個人情報の保護について責任を負う人。作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報がシステムの・人的に漏えい・滅失などしないように監督する。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

1.2 留意事項

- (1) 応募書類は、理由の如何に関わらず返却せず、本市の責任において処分することとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定を延期又は中止することがある。
- (4) 提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。
- (5) 応募申込書提出後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出することとする。
- (6) 応募に関する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (7) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (8) 本市が提供する資料は、応募に関わる検討のための目的以外で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三

者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じる。

(9) 応募書類は、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号）第 2 条第 2 号に定める公文書となる。

(10) 本業務は令和 8 年度予算に係る業務であることから、成立した予算の内容に応じて、業務内容等の変更や予算額の減額の可能性がある。

1 3 その他

募集要項に定めのない事項については、本市の指示によるものとする。